

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7月 7日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第75号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（条例第6条の4第1項に規定する休職月等）</p> <p>第4条の4 条例第6条の4第1項に規定する知事が定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年佐賀県条例第51号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>（<u>受給資格証の交付</u>）</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（条例第6条の4第1項に規定する休職月等）</p> <p>第4条の4 条例第6条の4第1項に規定する知事が定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年佐賀県条例第51号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）<u>若しくは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業</u>により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>（<u>受給資格証の交付等</u>）</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若</u></p>

改正前	改正後
<p>(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第24条 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以下「就業手当」という。)に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書(様式第20号)に、同号口に該当する者に係る就業促進手当(以下「再就職手当」という。)に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書(様式第20号の2)に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。)に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書(様式第21号)に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書(様式第22号)に、又は同項第6号の規定による退職手当にあっては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書(様式第23号)にそれぞれ受給資格証又は特例受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は特例受給資格証を提出</p>	<p><u>しくは居所を変更した場合にあっては、受給資格者氏名・住所変更届(様式第5号の2)に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</u></p> <p><u>5 任命権者は、前項の受給資格者氏名・住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。</u></p> <p>(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第24条 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以下「就業手当」という。)に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書(様式第20号)に、同号口に該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第83条の4に規定する就業促進定着手当(以下「就業促進定着手当」という。))を除く。以下「再就職手当」という。)に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書(様式第20号の2)に、<u>就業促進定着手当に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書(様式第20号の3)に、雇用保険法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。))に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書(様式第21号)に、</u>条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する</p>

改正前	改正後
<p>することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号の2（<u>第4条の2関係</u>）</p> <p>略</p> <p>様式第4号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">（表）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">（裏）</p> <p>注意事項</p> <p>1～4 略</p> <p>5 偽りその他不正の行為（4の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も該当する。）によって基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、<u>又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、雇用保険法第10条の4の規定の例によりその返還等を命ぜられる場合がある。</u></p> <p>6 略</p>	<p>退職手当支給申請書（様式第22号）に、又は同項第6号の規定による退職手当にあつては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（様式第23号）にそれぞれ受給資格証又は特例受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号の2（<u>第4条の3関係</u>）</p> <p>略</p> <p>様式第4号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">（表）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">（裏）</p> <p>注意事項</p> <p>1～4 略</p> <p>5 偽りその他不正の行為（4の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も該当する。）によって基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、<u>それを受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。</u></p> <p>6 略</p>

様式第5号の次に次の様式を加える。

様式第5号の2(第9条関係)

(表)

受給資格者氏名・住所変更届

支給番号			
新氏名			
1 氏名	フリ		
	ガナ		
	新		
	旧		
2 住所	新		
	旧		
3 生年月日	年 月 日	4 変更年月日	年 月 日
<p>佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第9条第4項の規定により上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(高年齢・特例)受給資格者氏名</p> <p>任命権者 様</p> <p>支給番号 ()</p> <p>電話番号 ()</p>			
備考	<input type="checkbox"/> 座名義変更確認欄		

(裏)

注意事項

- 1 氏名を変更したときは、標題中「・住所」の文字を抹消すること。この場合には、2欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名・」の文字を抹消すること。この場合には、1欄には記載しないこと。
- 3 3・4欄の下の「(高年齢・特例)受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類(例えば住民票)を添えること。
- 5 印欄には、記載しないこと。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号(第14条関係)

(表)
失業認定申告書

(該当のところへ 印を付け必要な事柄を記載してください。)

認定日時 月 日 時から 時まで																		
失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	ア した 就職又は就労をした日は印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記載してください。 イ しない	月	1	2	3	4	5	6	7	月	1	2	3	4	5	6	7	
			8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14	
			15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21	
			22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28	
			29	30	31						29	30	31					
内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、収入額、その額が何日分の収入かを記載してください。		収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分										
		収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分										
		収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分										
失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。																		
ア 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。																	
	求職活動の方法		活動日	利用した機関の名称		求職活動の内容												
	(ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等																	
	(イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等																	
	(ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等																	
(エ) 公的機関等による職業相談等																		
(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。																		
事業所名、部署		応募日	応募方法	職種	応募の動機					応募の結果								
					(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他													
					(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他													
(その理由を具体的に記載してください。)																		
今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。		ア 応じられる イ 応じられない		応じられない理由は何ですか。 (ア) 病気やけがなど健康上の理由 (イ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ウ) 就職をしたため又は就職予定があるため (エ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (オ) その他()														
就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記載してください。		ア 就職 イ 自営		(ア) 公共職業安定所紹介 (イ) 職業紹介事業者紹介 (ウ) 自己就職 月 日より就職(予定)					(就職先事業所)									
				月 日より自営業開始(予定)														
佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第14条第1項の規定により上記のとおり申告します。																		
年 月 日 公共職業安定所長 様 受給資格証番号() 受給資格者氏名																		
公共職業安定所記載欄	認定対象期間	年 月 ~ 年 月	認定日数	日	連絡事項						取扱者印							

(裏)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 欄及び 欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいう。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいう。
- 4 欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである（無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。）
- 5 欄及び 欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除きます。）であって「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの（1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。）をいうものである。
なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も 欄に記載すること。
- 6 欄のアに 印を付けた人は、 欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 7 の(2)欄には、 の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。
また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 8 欄のイの(オ)その他に 印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を()の中に具体的に記載すること。
- 9 印欄には、記載しないこと。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
様式第11号（第16条関係）		様式第11号（第16条関係）	
（表）		（表）	
略		略	
公共職業訓練等に関する事項	(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練
	略	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練
略		5 沖縄振興特別措置法第81条に基づく職業訓練	
略		略	
略		略	
略		略	
略		略	
略		略	
（裏）		（裏）	
注意事項		注意事項	
1・2 略		1・2 略	
3 記入上の注意		3 記入上の注意	
ア 略		ア 略	
		イ 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、 <u> </u> 線等の別を記載すること。	
		ウ 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期券、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記載すること。	
		エ 「左欄の乗車券の額」欄には、「乗車券等の種類」欄の乗車券等を使用して1箇月間通所する場合に要する運賃等の額を記載すること。なお、定期券によらない場合には、 <u>通所21回分の運賃等の額を記載すること。</u>	

改正前	改正後
<p>イ __欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることがあること。 4 略</p>	<p>オ 「備考」欄には、定期券によらない場合にはその理由、回数券による場合にはその片道及び月間の使用枚数、往路と帰路とが異なる場合にはその旨及び理由等を記載すること。 カ __欄はその届書を提出する主な理由に該当するものの番号を で囲むこと。 キ __欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることがあること。 4 略</p>

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第17条関係）

（表）
公共職業訓練等受講証明書

（必ず裏面の注意事項をよく読んでから記載してください。）

待期満了年月日	年 月 日							
支給期間	初日	年 月 日				末日	年 月 日	
認定日数		受講日数		通所日数		特定職種受講日数	寄宿日数	
内職（労働日数、収入額）			円	就業手当支給日数		早期就業支援金支給日数		
1 受講者氏名				2 証明対象期間		年 月		
3 訓練受講職種								
4 右のカレンダーに該当する印をつけてください。		1	2	3	4	5	6	7
(1) 公共職業訓練等が行われなかった日（日・祝日等） = 印		8	9	10	11	12	13	14
(2) 公共職業訓練等を受けなかった日のうち		15	16	17	18	19	20	21
ア 疾病又は負傷による場合 印		22	23	24	25	26	27	28
イ ア以外でやむを得ない理由がある場合 印		29	30	31				
ウ やむを得ない理由がない場合 ×印								
5 特記事項								
上記の記載事実誤りのないことを証明する。								
年 月 日								
(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)								
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。					ア した イ しない			
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。					ア 得た イ 得ない			
8 寄宿の有無		有（ ）・無						
上記のとおり申告します。								
また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。								
年 月 日								
公共職業安定所長 様		受講者氏名						
連絡事項								
備考								

(裏)

注意事項

- 1 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 6欄及び7欄は、該当する記号を で囲むこと。なお、6欄又は7欄においてアを で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書(様式第9号)により申告すること。
- 4 6欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。)又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8欄には、該当するものを で囲むこと。なお、「有」を で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を()内に記載すること。
- 8 8欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」の文字を抹消すること。
- 9 印欄には、記載しないこと。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後																			
様式第13号（第18条関係） （表） 傷病手当に相当する退職手当支給申請書		様式第13号（第18条関係） （表） 傷病手当に相当する退職手当支給申請書																			
<table border="1"> <tr> <td>申請書</td> <td>氏名</td> <td>性別</td> <td>男 女</td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		申請書	氏名	性別	男 女	生年月日	年 月 日	<table border="1"> <tr> <td>申請書</td> <td>氏名</td> <td>性別</td> <td>男 女</td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		申請書	氏名	性別	男 女	生年月日	年 月 日						
申請書	氏名	性別	男 女	生年月日	年 月 日																
申請書	氏名	性別	男 女	生年月日	年 月 日																
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">診療担当者の証明</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td> 上記のとおり証明します。 年 月 日 診療機関の所在地及び名称 電話 局 番 診療担当者 氏名 </td> </tr> </table>		診療担当者の証明	略	上記のとおり証明します。 年 月 日 診療機関の所在地及び名称 電話 局 番 診療担当者 氏名	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">診療担当者の証明</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td> 上記のとおり証明します。 年 月 日 診療機関の所在地及び名称 電話（ ） 診療担当者 氏名 </td> </tr> </table>		診療担当者の証明	略	上記のとおり証明します。 年 月 日 診療機関の所在地及び名称 電話（ ） 診療担当者 氏名												
診療担当者の証明	略																				
	上記のとおり証明します。 年 月 日 診療機関の所在地及び名称 電話 局 番 診療担当者 氏名																				
診療担当者の証明	略																				
	上記のとおり証明します。 年 月 日 診療機関の所在地及び名称 電話（ ） 診療担当者 氏名																				
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">支給申請期間</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。</td> <td>内職又は手伝いをした日 月 日 月 日 月 日</td> <td>収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第18条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 様 申請者 氏名 </td> <td colspan="2"> 佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第18条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 様 申請者 氏名 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>		支給申請期間	略	<table border="1"> <tr> <td>内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。</td> <td>内職又は手伝いをした日 月 日 月 日 月 日</td> <td>収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分</td> </tr> </table>	内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日 月 日 月 日 月 日	収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分			収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分			収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分	佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第18条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 様 申請者 氏名		佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第18条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 様 申請者 氏名		略		略	
支給申請期間	略																				
	<table border="1"> <tr> <td>内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。</td> <td>内職又は手伝いをした日 月 日 月 日 月 日</td> <td>収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分</td> </tr> </table>		内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日 月 日 月 日 月 日	収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分			収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分			収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分										
	内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。		内職又は手伝いをした日 月 日 月 日 月 日	収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分																	
			収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分																		
		収入のあった日の収入か 月 日 収入額 円 何日分																			
佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第18条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 様 申請者 氏名		佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第18条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 様 申請者 氏名																			
略		略																			

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項 1～3 略</p> <p>4 略</p> <p>様式第14号(第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項 1～3 略</p> <p>4 偽りその他不正の行為によって高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けたり、<u>又は受けようとしたときは、以後高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、雇用保険法第10条の4の規定の例によりその返還等を命ぜられる場合がある。</u></p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項 1～3 略</p> <p>4 <u>欄には、欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。</u></p> <p>5 <u>欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。</u></p> <p>6 略</p> <p>様式第14号(第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項 1～3 略</p> <p>4 偽りその他不正の行為によって高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けたり、<u>それを受けようとしたときは、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。</u></p>

改正前

様式第15号（第22条関係）

（表）

略		
失業の認定を受けようとする期間中に公共職業安定所以外でも引き続いて就職先を探しましたか。	ア 探した	<u>(ア) 知人の紹介により求人者に面接（求職の申込み）をした。</u> <u>（その月日、事業所名、結果について具体的に記載してください。）</u> <u>(イ) 新聞広告により応募した。</u> <u>（その新聞の名称、応募月日、応募事業所名、結果について具体的に記載してください。）</u> <u>(ウ) その他（具体的に記載してください。）</u>
	イ 探さなかった	（その理由を具体的に記載してください。）
今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (ア) 略 (イ) 個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚や妊娠のため、家事の都合のためなど） (ウ) 就職予定があるため (エ) 自家営業開始の予定があるため (オ) 略
	イ 応じられない	
略		

改正後

様式第15号（第22条関係）

（表）

略			
失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	ア 探した	<u>どのような方法で探しましたか。</u> <u>(ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介</u> <u>(イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等</u> <u>(ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等</u> <u>(エ) 公的機関等による職業相談等</u> <u>(オ) 知人の紹介による求人への応募</u> <u>(カ) 新聞広告による求人への応募</u> <u>(キ) 就職情報誌による求人への応募</u> <u>(ク) インターネットによる求人への応募</u> <u>(ケ) その他（ ）</u>	
	イ 探さなかった	（その理由を具体的に記載してください。）	
今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (ア) 略 (イ) 個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のためなど） (ウ) 就職をしたため又は就職予定があるため (エ) 自家営業を開始したため又は自家営業開始の予定があるため (オ) 略	
	イ 応じられない		
就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記載してください。	ア 就職	<u>(ア) 公共職業安定所紹介</u> <u>(イ) 自己就職</u> <u>月 日より就職（予定）</u>	（就職先事業所）
	イ 自営	<u>月 日より自営業開始（予定）</u>	
略			

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項</p> <p>1 略</p> <p>2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、<u>雇用保険法第10条の4の規定の例により不正に受給した金額の返還等を命ぜられる場合がある。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 <u>欄のAに 印を付けた人は、例えば「 月 日、知人に紹介されて機械工を求めている 会社へ面接にいったが、賃金が低いので断った」などと、具体的に記載すること。</u></p> <p><u>6・7 略</u></p> <p>様式第17号 (第23条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項</p> <p>1～3 略</p> <p>4 偽りその他不正の行為によって特例一時金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、<u>雇用保険法第10条の4の規定の例によりその返還等を命ぜられる場合がある。</u></p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項</p> <p>1 略</p> <p>2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、<u>不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。</u></p> <p>3・4 略</p> <p><u>5・6 略</u></p> <p>様式第17号 (第23条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項</p> <p>1～3 略</p> <p>4 偽りその他不正の行為によって特例一時金に相当する退職手当の支給を受けたり、<u>それを受けようとしたときは、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。</u></p>

改正前

様式第18号（第23条関係）

（表）

略		
失業の認定を受けようとする期間中に公共職業安定所以外でも引き続いて就職先を探しましたか。	ア 探した	<u>(ア) 知人の紹介により求人者に面接（求職の申込み）をした。</u> <u>（その月日、事業所名、結果について具体的に記載してください。）</u> <u>(イ) 新聞広告により応募した。</u> <u>（その新聞の名称、応募月日、応募事業所名、結果について具体的に記載してください。）</u> <u>(ウ) その他（具体的に記載してください。）</u>
	イ 探さなかった	（その理由を具体的に記載してください。）
今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (ア) 略 (イ) 個人的又は家庭の事情のため（例えば、結婚や妊娠のため、家事の都合のためなど） (ウ) 就職予定があるため (エ) 自家営業開始の予定があるため (オ) 略
	イ 応じられない	
就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記載してください。	ア 就職	<u>(ア) 公共職業安定所紹介</u> <u>(イ) 自己就職</u> <u> 月 日より就職（予定）</u>
	イ 自営	<u> 月 日より自営業開始（予定）</u>
略		

改正後

様式第18号（第23条関係）

（表）

略		
失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	ア 探した	<u>どのような方法で探しましたか。</u> <u>(ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介</u> <u>(イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等</u> <u>(ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等</u> <u>(エ) 公的機関等による職業相談等</u> <u>(オ) 知人の紹介による求人への応募</u> <u>(カ) 新聞広告による求人への応募</u> <u>(キ) 就職情報誌による求人への応募</u> <u>(ク) インターネットによる求人への応募</u> <u>(ケ) その他（ ）</u>
	イ 探さなかった	（その理由を具体的に記載してください。）
今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (ア) 略 (イ) 個人的又は家庭の事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のためなど） (ウ) 就職をしたため又は就職予定があるため (エ) 自営業を開始したため又は自家営業開始の予定があるため (オ) 略
	イ 応じられない	
就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記載してください。	ア 就職	<u>(ア) 公共職業安定所紹介</u> <u>(イ) 自己就職</u> <u> 月 日より就職（予定）</u>
	イ 自営	<u> 月 日より自営業開始（予定）</u>
略		

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項</p> <p>1 略</p> <p>2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、<u>雇用保険法第10条の4の規定の例により不正に受給した金額の返還等を命ぜられる場合がある。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 欄の<u>アに 印を付けた人は、例えば「 月 日、知人に紹介されて機械工を求め ていた 会社へ面接にいったが、賃金が低いので断った」などと、具体的に記載すること。</u></p> <p><u>6・7 略</u></p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項</p> <p>1 略</p> <p>2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、<u>不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。</u></p> <p>3・4 略</p> <p><u>5・6 略</u></p>
<p>様式第20号（第24条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p>	<p>様式第20号（第24条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p>
<p>注意事項</p> <p>1 略</p> <p>2 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、<u>雇用保険法第10条の4の規定の例により不正に受給した金額の返還等を命ぜられる場合がある。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要のない方」であって、郵送又は代理人による申請が認められる場合について、2及び3の の欄の記載内容の証明を行うこと。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、<u>雇用保険法第10条の4の規定の例により不正に</u></p>	<p>注意事項</p> <p>1 略</p> <p>2 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、<u>不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要のない方」であって、郵送又は代理人による申請が認められる場合について、2及び3の の欄の記載内容の証明を行うこと。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、<u>不正に受給した者と連帯して、不正に受給した</u></p>

改正前

受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがある。

5～8 略

様式第20号の2（第24条関係）

（表）

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

略			
事業主の証明	略		
	⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間 ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり (年 箇月)
	略		
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の有無	ア 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。		
略			

（裏）

注意事項

- 1 略
- 2 この申請書には、受給資格証又は特例受給資格証を添えること。
- 3 略
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、雇用保険法第10条の4の規定の例により不正に受給した金額の返還等を命ぜられる場合がある。

改正後

金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることもある。

5～8 略

様式第20号の2（第24条関係）

（表）

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

略			
事業主の証明	略		
	⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間 ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり (年 箇月) 契約更新条項(ア 有 イ 無) 1年を超えて雇用する見込み(ア 有 イ 無)
	略		
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の有無	ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。		
略			

（裏）

注意事項

- 1 略
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 略
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることもある。

改正前	改正後
<p>5 欄は、該当する記号を で囲むこと。また、「イ 定めあり」を で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 事業主が偽りの証明をした場合には、<u>雇用保険法第10条の4の規定の例により不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがある。</u></p> <p>9 略</p> <div data-bbox="232 512 1093 544" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p>5 欄は、該当する記号を で囲むこと。また、「イ 定めあり」を で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、<u>契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ</u> で囲むこと。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、<u>また、詐欺罪として処罰されることがある。</u></p> <p>9 略</p> <div data-bbox="1162 512 2022 544" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>

様式第20号の2の次に次の様式を加える。

様式第20号の3（第24条関係）

（表）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1 氏名				2 受給資格証番号		
3 住所	〒					
4 就職先の事業所	名称				事業所番号	- -
	所在地	〒 (電話番号)				
5 1週間の所定労働時間	時間	分	6 求人申込み時等に明示した賃金額（月額）	万 千円		
7 雇用期間中の賃金支払状況						
賃金支払対象期間	の基礎日数	賃金額			備考	
		(A)	(B)	計		
月 日 ~ 月 日						
月 日 ~ 月 日						
月 日 ~ 月 日						
月 日 ~ 月 日						
月 日 ~ 月 日						
月 日 ~ 月 日						
月 日 ~ 月 日						
就職年月日 ~ 月 日						
8 上記の記載事実に誤りがないことを証明する。						
年 月 日		事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)				
9 佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。						
年 月 日		任命権者 様 申請者氏名				
備考						

事業主の証明

(裏)

注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6箇月に至った日の翌日から起算して2箇月以内に、原則として、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- 2 この申請書は、受給資格者証を添えること。
- 3 申請者にとっては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にとっては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、就業促進定着手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 申請書の記載について
 - (1) 申請者の記載事項
9欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - (2) 事業主の記載事項
 - ア 5欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6箇月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。
 - イ 6欄は、事業主が求人者の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。
 - ウ 7欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 7 印欄には、記載しないこと。

記載欄

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後									
様式第21号（第24条関係） （表） 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書		様式第21号（第24条関係） （表） 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書									
略		略									
事業主の証明	略	事業主の証明	略								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">⑦ 賃金月額</td> <td style="width: 15%;">万 千円</td> <td style="width: 15%;">⑧ 雇用期間</td> <td style="width: 55%;"> ア 定めなし _____ 年 月 日まで イ 定めあり _____ (年 箇月) </td> </tr> </table>		⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	ア 定めなし _____ 年 月 日まで イ 定めあり _____ (年 箇月)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">⑦ 賃金月額</td> <td style="width: 15%;">万 千円</td> <td style="width: 15%;">⑧ 雇用期間</td> <td style="width: 55%;"> ア 定めなし _____ 年 月 日まで イ 定めあり _____ (年 箇月) <u>契約更新条項(ア 有 イ 無)</u> <u>1年を超えて雇用する見込み(ア 有 イ 無)</u> </td> </tr> </table>	⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	ア 定めなし _____ 年 月 日まで イ 定めあり _____ (年 箇月) <u>契約更新条項(ア 有 イ 無)</u> <u>1年を超えて雇用する見込み(ア 有 イ 無)</u>
	⑦ 賃金月額		万 千円	⑧ 雇用期間	ア 定めなし _____ 年 月 日まで イ 定めあり _____ (年 箇月)						
⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	ア 定めなし _____ 年 月 日まで イ 定めあり _____ (年 箇月) <u>契約更新条項(ア 有 イ 無)</u> <u>1年を超えて雇用する見込み(ア 有 イ 無)</u>								
略	略										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> ⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無 </td> <td style="width: 50%;"> ア 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ <u>再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。</u> </td> </tr> </table>	⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ <u>再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> ⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無 </td> <td style="width: 50%;"> ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。 </td> </tr> </table>	⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。						
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ <u>再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。</u>										
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。										
略	略										
（裏）		（裏）									
注意事項 1・2 略 3 欄は、該当する記号を で囲むこと。また、「イ 定めあり」を で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。		注意事項 1・2 略 3 欄は、該当する記号を で囲むこと。また、「イ 定めあり」を で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、 <u>契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ</u> で囲むこと。									
4・5 略		4・5 略									
略		略									

附 則
 （施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。